

提出された議案を  
くわしく審査!

# 常任委員会報告

## 山梶窩に案内所を設置

もっと知りたい  
ちっごの課題



### 厚生委員会

委員会では、条例制定1件、補正予算2件について審査し、全員賛成にて原案可決した。

#### 違反施設は公表

火災予防条例の改正は店舗やホテルなど不特定多数の人が利用する施設や病院、福祉施設等避難弱者が利用する施設にお

いて、消防設備の重大な違反があった場合、公表できるように定めるもの。  
**問** どのような場合に公表するのか。  
**答** 条例施行（平成30年4月1日）までの1年間で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備を設置していない施設に対し指導をするが、それでも設置しない場合に公表する。

#### マイナンバーカードの取得は低調

補正予算の社会保障・税番号制度関係事務については、マイナンバーカードの発行件数が少ないため、今年度の予算を次年度へ繰越すもの。  
**問** 現在の発行件数は。  
**答** 29年2月末で申請件数は3289件、交付件数は2513件。申請から交付までに時間を要することやカードができて取りに来ない人がいるため、申請と交付件数に差がある。またカードを持っていることでのメリットが少ないことも、申請件数が伸びていない要因だと考えている。



マイナンバーカードの見本  
(内閣官房・内閣府制作  
マイナンバー広報資料)

### 建設経済委員会

委員会では、条例制定2件、補正予算1件、訴えの提起について審査し全員賛成にて原案可決した。

#### 取水施設工事費の地元負担を軽減

水路工事等受益者分担金徴収条例の一部改正については取水施設工事の際、工事費の30%を地元から分担金として徴収していたが、取水施設の適正な管理は、防災減災に直結することから、地元からの分担金を水路工事と同様の10%に軽減するもの。

#### 市営住宅家賃滞納者に明け渡し訴訟

訴えの提起については、市営住宅の家賃滞納者に対して、市営住宅の明渡し訴訟の提起を行うも

**今後の船小屋地区は**  
筑後都市計画船小屋観光地区条例の一部改正については「筑後都市計画船小屋観光地区条例」の名称を「筑後市特別用途地区建築条例」へ変更するもの。  
**問** 船小屋地区は特別用途地区（※）である必要があるのか。  
**答** 観光地として発展をめざすのか、エリアを縮小するのかなどの根本的な議論も必要とされている。

#### 取水施設 (スライドゲート方式)



※都市計画法で定められた地域地区の一つ。その特性に応じて有効に利用するために定められ、条例によって建築物の制限を強化できる。

### 総務文教委員会

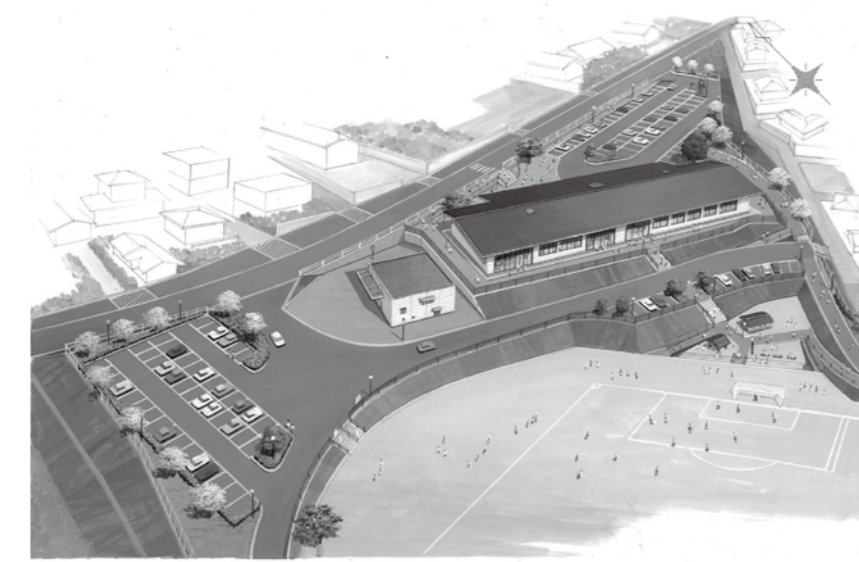
委員会では、条例制定7件、補正予算1件、第五次総合計画基本構想について審査し、全員賛成にて原案可決した。

#### 山梶窩に案内所を設置

文化財保護に要する経費は、地方創生拠点整備交付金を活用して28年4月の熊本地震で被災した山梶窩を復旧し、周辺の市有地に受付や案内施設等を建設するもの。  
**問** 現在の来場者数と施設整備後の管理は。  
**答** 28年度は土日祝日の公開で、2月末時点で874人の来客があった。

整備後の管理形態は検討中である。  
**問** 併設されるトイレの利用時間は。  
**答** 山梶窩の公開時間は10時から16時までだが、

その時間帯以外でも利用できるよう検討する。  
**問** ※財源が不足する年に市の貯金を取り崩して運営費に充てるお金。  
**答** 28年度は土曜日の公開で、2月末時点で874人の来客があった。



北部交流センター(イメージ図)